

規制の事前評価書

1. 政策の名称

銀行等の預金取扱金融機関及び保険会社に対する排出権の現物取引等の解禁

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室・保険企画室

3. 評価実施時期

平成 20 年 3 月 3 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状

排出権は温室効果ガスを追加的に排出しうる権利として観念され、金融商品に近い性格を持つとされる。

銀行等の預金取扱金融機関及び保険会社の排出権取引については、現物決済を伴わないデリバティブ取引は「金融等デリバティブ取引」として認められているものの、排出権自体の法的位置付け等が必ずしも明確でなかったことから、現物取引は認められていない。

排出権取引はわが国に課せられた温室効果ガス削減目標達成のため有用な手段の1つであることから、今後わが国においても拡大する可能性がある。

一方、昨年 11 月に排出権の現物取引のインフラとなる国際取引ログが稼動し、国をまたぐ取引についても効力要件を具備することが可能となるなど、近時、取引環境が急速に整いつつある。

② 問題点

わが国の銀行等及び保険会社は排出権の現物を保有できないため、これを対価として受領するスキームでの温室効果ガス削減プロジェクトに参加できない。

排出権取引で先行する EU 諸国では金融機関が排出権のディーリングを行い、収益を上げている。

さらに、銀行等及び保険会社が排出権の現物取引に参加できないことが、わが国における排出権取引の活性化の阻害要因になる可能性がある。

③ 規制の新設の目的及び必要性

銀行等及び保険会社の収益機会の増加及びわが国における排出権取引の活性化の観点から、銀行法等及び保険業法の一部を改正し、本体の業務(他業証券業務等)として排出権の現物取引並びにその媒介、取次ぎ及び代理を追加するよう、

規制の変更を行う。

(2) 法令の名称、関連条項

- ① 銀行法第 11 条
- ② 長期信用銀行法第 6 条
- ③ 信用金庫法第 53 条、第 54 条
- ④ 中小企業等協同組合法第 9 条の 8、第 9 条の 9
- ⑤ 労働金庫法第 58 条、第 58 条の 2
- ⑥ 農業協同組合法第 10 条
- ⑦ 農林中央金庫法第 54 条
- ⑧ 株式会社商工組合中央金庫法第 21 条
- ⑨ 保険業法第 99 条

(3) 規制の新設又は改廃の内容

銀行等及び保険会社に、他業証券業務等として、固有業務の遂行を妨げない限度において、排出権の現物取引等を行うことを認める。

5. 想定される代替案

排出権の現物取引等を銀行等及び保険会社の固有業務と同等の業務と位置付ける。

6. 規制の費用

(1) 遵守費用

① 本案

銀行等及び保険会社において、排出権の現物取引等に係る業務を適切に行うための体制(内部管理体制、排出権の現物取引等に従事する役職員の研修体制等)の整備に係る費用が新たに発生する。

② 代替案

本案と同様に、銀行・保険会社において、排出権の現物取引等に係る業務を適切に行うための体制(内部管理体制、排出権の現物取引等に従事する役職員の研修体制等)の整備に係る費用が新たに発生する。

(2) 行政費用

① 本案

国において、銀行等及び保険会社が排出権の現物取引等に係る業務を適切に行うための体制(内部管理体制、排出権の現物取引等に従事する役職員の研修体制等)に対する検査・監督に係る費用が新たに発生する。

② 代替案

本案と同様に、国において、銀行等及び保険会社が排出権の現物取引等に係る業務を適切に行うための体制(内部管理体制、排出権の現物取引等に従事する役職員の研修体制等)に対する検査・監督に係る費用が新たに発生する。

(3)その他の社会的費用

① 本案

排出権の現物取引等については、銀行等及び保険会社の固有業務の遂行を妨げない限度において行うことを認めるものであるため、銀行等及び保険会社の健全性が損なわれるといった社会的費用が発生する懸念は生じない。

② 代替案

本案では「固有業務の遂行を妨げない限度において」排出権の現物取引等を認めることとしているが、それを超えて排出権の現物取引等を認める代替案においては、銀行に対する他業禁止の趣旨(固有業務に専念することによる効率性の発揮、利益相反取引の防止、他業の有するリスク回避等)に鑑み、銀行等及び保険会社の健全性が損なわれる懸念も生じ得る。

7. 規制の便益

① 本案

銀行・保険会社の参加により取引自体の厚みが増すことに加え、銀行・保険会社の顧客の排出権取引へのアクセスが容易になるため、わが国における排出権取引の活性化が期待される。また、銀行・保険会社の収益機会の増加が期待される。

② 代替案

本案と同様に、銀行・保険会社の参加により取引自体の厚みが増すことに加え、銀行・保険会社の顧客の排出権取引へのアクセスが容易になるため、わが国における排出権取引の活性化が期待される。また、銀行・保険会社の収益機会の増加が期待される。

8. 政策評価の結果

本案、代替案ともに、銀行・保険会社の収益機会の増加が期待され、わが国における排出権取引の活性化が期待されるといった便益がある。

しかし、費用をみると、代替案の場合、銀行等及び保険会社の健全性が損なわれる懸念が生じ得る銀行等及び保険会社に求められている他業禁止の趣旨(固有業務に専念することによる効率性の発揮、利益相反取引の防止、他業の有するリスク回避等)を勘案すれば、本改正案を選択することが適当であると考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会金融分科会第二部会「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」(平成19年12月18日)においては、排出権の現物取引等について、新たな環境整備が急速に整いつつある、また、将来、取引の活発化が見込まれるとの認識が示されたうえで、今後の状況を見極めつつ、排出権取引を銀行・保険会社本体の業務として明確に位置付ける方向で検討すべきとされている。

10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。平成25年度に事後検証を実施。